

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月1日現在

機関番号：14301
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2009～2011
 課題番号：21530064
 研究課題名（和文）刑事証拠開示法制度運用の理論的分析
 研究課題名（英文）Analysis on Law and Practice of Pre-Trial Discovery in Criminal Procedure
 研究代表者
 酒巻 匡（SAKAMAKI TADASHI）
 京都大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：50143350

研究成果の概要（和文）：司法制度改革で新たに導入された刑事公判前証拠開示法制度の運用状況を網羅的に観察・分析すると共に、制度全体を基礎づける一般的理論と個別の問題に関する法解釈論を提言して、この分野における刑事実務の安定的運用に貢献した。

研究成果の概要（英文）：Analyzing court practices on newly established pre-trial criminal discovery system, the research project have successfully proposed a general theoretical ground on discovery system and legal reasoning on individual practical issues.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 1,500,000 | 450,000 | 1,950,000 |
| 2010年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 2011年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3,000,000 | 900,000 | 3,900,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事訴訟法・証拠開示・公判前整理手続

1. 研究開始当初の背景

本研究開始に前後して、新たな証拠開示制度を実際に解釈適用した裁判例が急増しつつあったが、これに統一的な理論的基盤を提供する包括的研究はほとんどなかった。研究代表者は、研究者としての最初の仕事として、刑事証拠開示制度の立法的検討を行った者であり（酒巻匡・刑事証拠開示の研究[1988、弘文堂]）、また、新制度の設計に直接関与する機会を得たことから（内閣・司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」委員）、従前のこの問題領域に関する議論の蓄積を踏まえて、新たな制度の理論的基礎付けを行う研究上の準備・蓄積があった。

また、集積されつつある証拠開示に関する

裁定実例については、最高裁判所刑事局及び法務省刑事局等からの協力を得てその提供を受け、裁判例の網羅的分析を行う機会を得る見込みがあった。

2. 研究の目的

本研究の主目的は、新たな法制度として刑事訴訟に導入され多様な条文群からなる公判前証拠開示制度について、その基礎となる理論的全体構造をできる限り明晰に言語化すると共に、このような一般的理論に基づく、整合的な個別具体的法解釈論を提言し、裁判実務及び公判前整理手続において日々刑事証拠開示法制の運用を実践している検察官・弁護人の活動に資する実務技術的指針を

提供すること、さらに、これを通じて新制度の安定的な運用に資することである。

3. 研究の方法 研究は大きく次の二つの作業を並行させて実施した。

(1) 最高裁判所刑事局及び法務省刑事局の協力を得て、研究期間内に全国で集積されつつある証拠開示に関する裁判所の裁定実例を網羅的に収集し、これを閲読した上、そこに生起している法解釈・運用上の問題を析出・分類・整序すると共に、それが証拠開示制度全体の基本的設計思想・立法者意思に則したものであるか、また、立法当時に想定されていたものであったかを分析・検討すること。

(2) 研究代表者は、証拠開示制度の設計に直接関与する機会を得て、そこでの制度論立法論については既に承知していたが、立法過程における様々な議論を学問的に整理するため、また、諸外国の類似の法制度やその運用状況との比較の観点からわが国の制度の特色を、あらためて広い視角から位置づけるため、アメリカ・イギリス等を中心とした比較法制度分析を実施した。彼の地における法制度とその運用に関する文献資料をできる限り網羅的に収集し、閲読分析した。

4. 研究成果 本研究期間内に達成した成果は、下記のとおりである。ほぼ、当初の研究目的を完遂することができたと思われる。

(1) 後記刊行図書(酒巻 匡 編著・刑事証拠開示の理論と実務)において、第一線の刑事裁判官 10 名の協力を得て、刑事証拠開示制度に関わる法律上の主要な問題点について、現状の分析と将来の法解釈・運用の基本的な指針を、具体的に提言することができた。

この書物の刊行によって、本研究の主目的である裁判実務及び公判前整理手続において日々刑事証拠開示法制の運用を実践している検察官・弁護人の活動に資する実務技術的指針を提供すること、さらに、将来の安定的な実務の運用に資する具体的提言を行うという目標はほぼ達成できたといえよう。

なお、この書物に登載された前記 10 名の裁判官の手になる個別論文は、それぞれ独立に作成されたものではなく、研究代表者との 10 数回に及ぶ研究会での討議を踏まえ、研究代表者の理論的助言を参照して執筆されたものである。また、書物の全体構成は編集者である研究代表者の考えに従って編まれている。この意味で、この書物全体が本研究の成果物ということが出来る。内容は下記のとおりである。

(2) 冒頭第 1 章は、研究代表者自身が執筆した「証拠開示制度の構造と機能」という論説である。

ここにおいて、研究目的のひとつである、新たに導入された証拠開示法制度の背後にありこれを支えている基礎的理論枠組みをできる限り明晰に言語化し、個別具体的な法解釈問題を考えるにあたり、法律家が参照すべき基礎的事項をできる限り体系的・整合的に分析・呈示することを試みた。理論枠組みの設定に際しては、比較法制度的分析も加味して、わが国の法制度の特色を広い視角から描写することも試みた。この論文の要点は次のとおりである。

(3) ①新たに導入された証拠開示制度が、公判前整理手続における両当事者の主張の交換(証明予定事実の相互事前告知)とこれを通じた公判手続における争点整理に密接に関連付けて設計されていることの法的意味と想定される機能を明確に析出したこと。

② そのような争点整理との関係において、証拠開示制度が一括全面的な開示ではなく、二段階の手続として設計されていることの法的意味を明確にしたこと。

③ ①②における分析を踏まえて、第一段階の「類型証拠開示」条項において鍵となる証拠の「重要性・必要性」という法概念の解釈論的意味を具体的に呈示したこと。

④ ①②における分析を踏まえて、第二段階の「主張関連証拠開示」において鍵となる証拠と「主張との関連性」という法概念の解釈論的意味を具体的に呈示したこと

⑤ 証拠開示と現行刑事訴訟法の基本的な手続構造である「当事者追行主義」との相互関係について、同様に当事者追行主義の訴訟手続を採用しているアングロ=アメリカ法圏における公判前証拠開示制度の現状との比較分析を行い、併せて、ドイツ法等「職権審理主義」を採用し、ほぼ全面的一括証拠開示の運用を行っている国との相違が、どのような理論的・実務的理由に基づいているかを、比較法制度の視角から分析・説明したこと。

⑥ ⑤の比較法的分析と当事者追行主義に本来的に内在している証拠開示の対象から除外されるべき事項(いわゆる「ワークプロダクト」)について、アメリカ法制度の実例をも紹介しつつ、日本法においても同様の事項を想定すべき点を指摘したこと。

⑦ やはり「当事者追行主義」に内在する理

由から、従前から日本で主張され続けていたものの、新たな証拠開示法制度においては、立法的にその採用が明確に否定された、いわゆる「事前全面開示論」は、原理的にも実務的にも採用すべきでない旨を明瞭に指摘した。以上である。

(4) 前記刊行図書の引き続く各章では、次のような個別問題を析出し、それぞれについて現状分析とあるべき解釈運用の方向性を示した。

また、後記の「資料編」裁判例一覧を整序する分析も付加した。

① 公判前整理手続及び期日間整理手続における証拠開示の手続上の諸問題

② 類型証拠開示（刑訴法 316 条の 15 第 1 項）の要件としての重要性・必要性

③ 類型証拠 6 号要件の該当性

④ 主張関連証拠開示請求における主張明示の程度

⑤ 主張関連証拠開示における主張と証拠の関連性の有無及び程度

⑥ 証拠開示の裁定における相当性の判断（必要性和弊害の程度の相関）

⑦ 資料の性質に着目した証拠開示の判断

⑧ 取調べメモ等の証拠開示命令請求に関する最高裁決定の分析

(5) なお、このうち前記⑥の問題については、(3) 記載の論文中で、一般的な解釈指針を呈示した。すなわち、捜査段階で収集された証拠・資料の具体的内容を現に把握しているのは、検察官であるから、証拠開示の「弊害」が具体的・実質的で、原則的な証拠開示を差し控えるべき程度のものであることを説得的に証明する責任は検察官にあるというべきであり、裁判所は抽象的・一般的な弊害の主張のみで開示の「相当性」を否定することはできないとするものである。この解釈指針は、現在ほぼ一般的に承認されたものとなっている。

(6) また、前記⑧の問題は、新制度導入後に新たな論点として検察・弁護間で激しく争われ、最高裁判例により一定の決着が示されたものであるが、(3) 記載の論文中では、アメリカ法との比較分析をも踏まえつつ、日本法の「解釈論」としては、最高裁判例の立場

は、裁判所の本来的役割を超え、今後の証拠開示法制の解釈適用にとっては必ずしも賢明な判断ではなかった旨の批判的議論を展開した。このような研究代表者の立場は、学界及び裁判実務界においては、おそらく少数意見であろうと思われる。

しかし、立法段階でおよそ想定されていなかった対象（検察官が起訴当時において一件捜査記録として現に所持していない警察官の取調べメモ）について、裁判所が、結論の妥当性のみを追求して、法解釈により開示対象を拡大するという活動態様自体が、将来の証拠開示を巡る紛争を誘発し、かえってその安定的運用を阻害するおそれを危惧したからである。本来は国会制定法すなわち新たな法改正によって対処すべき事項であったと言ふべきであるというのが、研究代表者の現在の見解である。

(7) 研究目的のひとつである集積されつつある裁判例の分析・整序については、前記図書刊行時までに集積された裁判例を分類・整序し、前記図書に「資料編」として編入した。これにより、本研究の成果物を広く学界及び実務界に提供して他の研究者の研究素材や実務家の法実践の資料として利用できるように留意した。裁判例は 135 件を全文収録し、さらに 115 件の参考裁判例の概要を紹介した。

また、これらを総覧する論説文「公判前（期日間）整理手続における証拠開示に関する裁定手続の運用状況」を監修・掲載した。

(8) 以上の刊行図書のほか、研究代表者は、全国の刑事裁判官に対する実務研修において講師として証拠開示制度の解釈運用に関する講演及び討論を行った（後記発表②）。また、日本弁護士連合会の実務研修の講師として、新設された証拠開示制度の基本的な構造と実務技術的課題や運用の要点について説明した（後記発表①）。

司法研修所における発表②の標題は、刑事裁判と鑑定に関するものであるが、公判前整理手続の進行中に実施された鑑定とくに精神鑑定の内容を両当事者が正確に理解・把握した上で、将来の公判審理の準備に資するためには、鑑定内容それ自体と共にその素材とされた証拠等の事前開示が決定的に重要であることから、本研究課題である証拠開示の一側面という観点からも議論の素材を提供し、全国の刑事裁判官と主要な問題点について討論したものである。

日本弁護士連合会における講演①は、前記(3) 論文の概要を整序し、理論的側面を踏まえた実務的課題と法戦略に主眼を置いて具体的提言を行ったものである。

これら実務法律家に対する活動を通じて、新たな制度の安定的運用に資する情報提供

と支援を行うことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 酒巻匡 「証拠開示制度の構造と機能」後掲図書1-30頁所収、査読無
- ② 酒巻匡 「改正刑事訴訟法における証拠開示の制度趣旨と理論的基礎」日本弁護士連合会編・現代法律実務の諸問題平成22年度、第一法規、2011、569-596頁、査読無

[学会発表] (計2件)

- ① 司法研修所・刑事裁判官特別研究会講師、酒巻匡、刑事裁判と鑑定-刑事精神鑑定及び鑑定書を巡る諸問題、2010年9月30日、10月1日、司法研修所
- ② 日本弁護士連合会・夏期研修講演、酒巻匡、改正刑事訴訟法における証拠開示の制度趣旨と理論的基礎、2010年7月29日、大阪弁護士会館

[図書] (計1件)

- ① 酒巻匡 編著、刑事証拠開示の理論と実務、判例タイムズ社、2009、644頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

酒巻 匡 (SAKAMAKI TADASHI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50143350

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：